

現況届のご案内

重要

令和3年10月15日までにご提出いただけないと、時効により児童手当を受けとることができません。

提出していただく書類

○ 現況届

「現況届の書き方」をよくお読みの上、必要事項を記入してください。

保険証のコピーは原則不要です。

国の情報共有ネットワークを利用した情報連携システムにより日本年金機構等へ情報照会することで、これまで現況届の提出の際に添付いただいていた受給者の保険証（写）について、提出が省略されます。

※各種共済組合員の方については、従前通り保険証（写）の提出が必要です。

⇒ ただし、私立学校教職員共済加入者証の添付は不要です。

○ 上記の他に必要な書類がある場合は、こども青少年局から連絡します。

提出期限等

提出期限：至急ご提出ください。

提出方法 ※現況届は区役所に来庁することなく、郵送または電子申請でも提出できます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からも来庁はお控えください。

①郵送による提出：同封の返信用封筒にてご返送ください。

・郵送の際は、規定の料金の切手を貼ってください。

郵便料金が不足している場合、受け取れませんのでご注意ください。

郵便物の到達確認について

郵便物の到達を確実に確認されたい方は、特定記録郵便等の記録が残る郵便で送付することをお勧めします。

詳しくは郵便局の窓口、ホームページ等でご確認ください。

②電子申請による提出：詳しくは、[横浜市 児童手当 電子申請](#) で検索

③窓口における提出：区役所こども家庭支援課にご持参ください。

[区役所の開庁時間 平日 8:45~17:00、第2・4土曜日 9:00~12:00]

■ 問い合わせ先

横浜市こども青少年局こども家庭課
平日 9:00~17:00(祝日を除く)

TEL:045-641-8411
FAX:045-641-8412

受給者と配偶者の所得調査について

- 児童の生活費の大半を負担している方（原則は所得が高い方）を確認するため、受給者と配偶者の所得状況の確認が必要です。そのため、**配偶者の同意が必要です**。
- ※配偶者の同意がない場合、横浜市が児童手当の支給に必要な所得に関する調査ができないため、令和元年6月分以降の児童手当を受給することができません。

児童手当の時効について

- 令和元年度現況届を未提出のまま2年経過すると、令和元年6月分以降の受給権が消滅し、児童手当を受給することができなくなります。
- 受給権消滅後に児童手当を受給するためには、あらためて認定請求の手続きが必要になります。

児童手当支給額について

- 児童手当受給者の所得額により支給金額が異なります。

児童一人当たりの支給額（月額）

| 児童手当 (所得制限 限度額未満) | | 特例給付 (所得制限 限度額以上) |
|----------------------|---------------|-----------------------|
| 3歳未満 | 15,000円 | 年齢にかかわらず 一律 5,000円 |
| 3歳以上 ～小学生 | 第1・2子 10,000円 | |
| | 第3子以降 15,000円 | |
| 中学生 | 10,000円 | |

- ・所得審査の結果6月分以降の児童手当の支給区分が変更になる方には、認定通知書を送付しています。
〔児童手当→特例給付〕
〔特例給付→児童手当〕
- ・受給者と配偶者の所得の状況により、受給者の変更が必要な場合があります。
(「ポイント」を参照)

ポイント

所得制限について

受給者の所得が限度額以上の場合、児童の人数や年齢に関係なく、特例給付（児童一人当たり月額5,000円）になります。

また、受給資格者は、児童の生活費の大半を負担している方（原則は所得が高い方）となります。そのため、配偶者の所得が高い場合や、受給者が配偶者に扶養されている場合などは、配偶者に受給者を変更する必要があります。（受給者の所得が限度額未満であり、かつ、配偶者の所得が限度額以上の場合、こども青少年局からご連絡します。）

限度額は、扶養人数や控除額により異なります。

下表の限度額と比較する受給者の所得 = 所得額 - 控除額 - 8万円

<所得制限 限度額表>

| 扶養親族等の数 | 限度額（万円） |
|---------|---------|
| 0人 | 622万円 |
| 1人 | 660万円 |
| 2人 | 698万円 |
| 3人 | 736万円 |

- ・平成30年12月31日時点の扶養親族等の人数です。
(平成31年生まれの児童は数えません。)
- ・扶養親族等が1人増すごとに限度額に38万円を加算します。
- ・扶養親族等が「老人控除対象配偶者」及び「老人扶養」に該当する場合の加算額は1人につき44万円です。

所得額

- ・給与所得者（サラリーマン）は

「給与所得控除後の金額」

平成30年分 源泉徴収票

- ・事業所得者は

「申告した所得額」

が基本となり、他に譲渡所得、雑所得等を合算した金額となります。

(なお、給与所得者についても確定申告をされた場合は「申告をした所得額」となります。)

控除額

「雑損控除」、「医療費控除」

「小規模企業共済等掛金控除」、「障害者控除」

「寡婦・寡夫控除」、「勤労学生控除」が該当します。

| | |
|-----|------------|
| 支払額 | 給与所得控除後の金額 |
|-----|------------|